

独立か内助か

——明治 10～30 年代の女子職業論——

広瀬 玲子

キーワード：女子職業論 男女同権 男女同等 独立 内助

はじめに

本研究は近代日本にあらわれた女子職業論に焦点を当て、その議論の中で男と女の職業のあり方・働き方をめぐるジェンダー編成がどのようになされていくのかを探るものである。

まず近代日本における女子の職業についての研究を概観する。ただしここでは本稿と関連する、家と女子職業の関係について言及した研究に限定した。女子労働については膨大な研究蓄積があるがこれにはふれない。1990 年代までは、家制度あるいは良妻賢母規範との関わりという視角から、女子の職業へのまなざしを探る研究が主流であった。村上信彦は、女性の働き（家内労働・家外労働双方）の実態を幅広く明らかにし、「資本の低賃金要求と家制度下での女子の家長への隷属が結合して」女子の「圧倒的低賃金を保証した」と指摘したうえで、家制度のもとで女性が職業に就くことを卑しむ風潮が作り出されたと指摘した。また「女は外で働くな」という観念のもとで、職業を持つ女性が増加したという単純な事実が、家制度を現実には弱体化させた⁽¹⁾と論じた。永原和子は、当時の女性に課された規範である、良妻賢母主義における家と職業の関係を分析した。良妻賢母主義教育と資本の側の要求が、忠実・勤勉・信義・女性の男性への従属・補佐の仕事という女子職業観を生み出したこと。女性たちの「自立への願望」として、日露戦後の「職業熱」が起こること。だが、国家・資本の側は女子職業教育には消極的な姿勢を固持し、⁽²⁾「職業熱」は家事職業論・家庭主義へと収斂されていくと指摘した。⁽³⁾米田佐代子は、第一次大戦後の「婦人職業ブーム」は、「女性の社会進出や経済的自立への要求を国家への貢献という国家意識に置きかえようとする政

策」と結びついていたこと。職業婦人の増加は、事実としての低賃金により「経済的自立」の実現とは程遠いものであり、職業婦人の増加が家制度を解体する力になったとは言えないと指摘。ただ少数ではあるが、経済的自立を得て、「結婚しない」という女性たちの出現によって「良妻賢母」型のコースはより動かされ、義務としての「貞操」ではなく、働く女性の「誇」としての、人権としての「貞操」という問題が提起される中で、差別を告発し人権確立を求める「職業婦人」が生み出されていったことを、女性解放へのベクトルとして指摘した。⁽⁴⁾

2000年代に入ると、ジェンダーという方法論的刺激のもとで、女性の職業（就労）をジェンダー編成という視点からみる研究が増加した。竹内敬子は、工場法作成に関わった官僚の言説の中に、「女性の身体が男性より弱いとする点」「女性の身体を出産機能と強く結びつけて論じる点」「女性に家庭責任があるとする点」があることを指摘し、工場法の制定過程が児童・女性労働者＝弱者、男性労働者＝スタンダードという労働におけるジェンダー編成を生み出すと指摘した。⁽⁵⁾ 姫岡とし子は、労働のジェンダー編成における日独比較を行い、機織という製織労働が、日本においては担い手が女性だったこと、「家業」に従属する「副業」的意味しか与えられなかったことにより、独立した「職人の仕事」ではなく、「生計補助型」の仕事になったと指摘した。また下層民にとっては、「男は仕事、女は家庭」あるいは「男は家族の扶養者、女は家事」ではなく、「男は生計維持の責任者、女は生計補助者」という性別役割分担が貫徹していたと指摘した。⁽⁶⁾ 加藤千香子は、1900年前後から1920年代にかけての「女工」をめぐる言説・「女工」へのまなざしを検討した。とりわけ「女工」のセクシュアリティをめぐる、「貞操」とは対極にある「風紀紊乱」「墮落」という「女工」を問題視する見方が生み出されること。これに対抗して友愛会は「女工」に、男子労働者を「内から助ける」役割、すなわち「良妻賢母」的役割を求めるにとどまり、「一人前」の労働者とは見なかったことを指摘した。さらに第一次大戦後になると、家庭責任と労働を両立させ「良妻賢母」としての役割を果たすことが奨励され、第二の国民を生む母性機能の欠落が労働の弊害として指摘されるようになり、女工自身が勤労の精神と「社会」への忠実さ、「恋愛と結婚」の一致という道徳を身につけることで、「女工」を問題視する見方から脱却しようとする。しかしそれは、「既存の結婚制度を前提とし、両性の役割関係自体を

問うことのない道徳」であったことを指摘した。⁽⁷⁾金野美奈子は、日清戦後にあらわれる女性事務職をめぐる考察を通して、事務職の男女差は当初から存在していたのではなく、同時代にかたちをなしつつあった良妻賢母思想⁽⁸⁾という新しいジェンダーとの相関によってはじめて可能となったと指摘した。

このように概観すると、近代日本における女と男の職業のあり方・働き方をめぐるジェンダー編成については、依然として不明な部分が残されている。とりわけ良妻賢母主義が確立・浸透していく以前の女子の職業（就労）がどのような視線で見られていたのかについては不明な点が多い。本稿では、女子職業論の検討という方法を用い、直接的には明治10年代から30年代の女子職業論を素材として、当該期の女子の職業（就労）をめぐる議論とその対立点を明らかにしたい。これは延いては近代日本におけるジェンダー編成という課題に取り組む階梯となる。

取り扱う時期を明治10年代から30年代としたのは、この時期が女子職業論が多産される時期だからである。その要因としては女工の増加・女子の新職業の誕生があり、片や中産階級の官吏・会社員家庭の生活難があったと考えられるが、この時期の女子職業論は女子の職業（就労）をどのように規定し、意味づけたのか、これは永原和子が指摘した日露戦後の議論にどのようなつながるのか、以下この点について検討したい。一章では主として明治10年代の議論を、二章・三章では主として明治20～30年代の議論をあつかう。

ここであらかじめことわっておきたいのは、本論に見るように当該期の女子職業論は、同時期主張された男女同権論、男女同等論に関連して展開したということである。男女同権論とは、政治的権利をはじめとして、男女が等しい権利を持ち、また同じ空間・同じ地平で対等・平等な活動領域を持ち、時には競争しあうという主張である。男女同等論とは、男女は人間として同じ価値を持つが、それぞれの適性は異なっており、その適性に応じた領域でそれぞれが最大限に能力を発揮することが大切だとする主張であり、性別役割分業論を内包し、男女が同じ空間・地平で競争するのは望ましくないという主張である。この両論に対してどのようなスタンスに立つかが、女子職業論の違いをうみだすことになる。

一 明治 10 年代の女子独立論

明治初期、1871 年に日本を出発し、欧米諸国を視察した岩倉使節団は、「東洋ノ教へ、婦人ハ内ヲ治メ外ヲ務メス、男女ノ弁別ハ、自ラ条理アリ」という観念を有していた。⁽⁹⁾ここでの内とは私的領域を指し、外とは公的領域を意味する。こうした、婦人は専ら内を治め外は務めなくともよいとする観念を批判する思想が、明治 10 年代には登場する。主に西欧の女権論の輸入がその理論的根拠となった。フォーセツト夫人として著名な、ミリセント・ギャレット・フォーセツト著『政治談』(Fawcett, Millicent Garret, 1872 刊、日本での翻訳は 1883 年)の女子参政権の要求は、植木枝盛の女子参政権論の根拠となっている。⁽¹⁰⁾婦人も外を務めるべきという男女同権論の核心となる議論であった。自由民権運動は男女同権論を唱えるが、それを積極的に担ったのは自由民権運動に身を投じた岸田俊子、清水紫琴(豊子)、景山(福田)英子らの女子民権運動家であった。

清水紫琴は「一国の政事に参するよりも前に一家の主権に与らん」「政府に自由を求むるよりも前に、その夫の束縛を脱するをねがふもの」とし、そののちに「諸君と同心戮力して力を一国の自由に効さん」と述べた。⁽¹¹⁾天下国家の政治に参加する以前に夫と妻の平等を求め、その平等獲得の後に女性も一国の政治のために、国民の自由獲得のために力を投ずる意志があるという。これは自由民権運動を担った男性たちが天下国家・一国の政治改革を第一義と考え、家庭のことは二の次とした姿勢と好対照をなしている。家庭における男女平等を先においているとはいえ、そこにとどまることなく政治的平等をも主張している。

景山英子は、「婦人に独立自営の道を教へ、男子の奴隷たらしめずして、自由に婦女の天職を尽さしめ、此感化によりて、男子の暴横卑劣を救済せん」と述べ、女子の独立自営と男女同権を不可分のものとしてとらえている。⁽¹²⁾英子にとっては、男子の奴隷たる女性の境遇を打開する道は、女性の独立自営、すなわち経済的独立に求められた。父に暴力をふるわれても、耐えるしかない母を見、貧しい家庭で苦学して成長した英子のささえはまさにこれであった。

このように男女同権論の主張のもとで、女子独立論は早くから唱えられて

いる。『郵便報知新聞』社説は、あるべき女子の教育とは、「唯一箇ノ女人ト為ル可キ道ヲ急トス一箇ノ妻タルノ道ヲ先ンスルハ其ノ宜シキヲ得タル者ニアラサルナリ」と述べ、まずは人として女性を教育することを優先させる。では人としての教育とは何か。それは「其ノ女兒ニ独立シテ生計ヲ営ムニ足レルノ技芸ヲ具ヘ自ラ他人ニ依頼スルノ怯情ヲ去ルヲ得」ることだという。この記事は「法氏曰く」として女子教育論をミリセント・ギャレット・フォーセットに学んだと明言しているが、この記事が書かれた 1877 年にはフォーセットの『政治談』はまだ翻訳されていないので、原著に触れたのであろう。⁽¹³⁾

同じく『郵便報知新聞』には、数年間女子教育に携わってきた朝陵一なる人物が投書を寄せている。朝は女子教育の経験の中で女子の優れた点を発見したとし、女子職業学校を設けることを提案する。その目的を「女子ヲシテ未タ職業アラサルノ時ニ之ヲ修メシメ已修ノ業ヲ取ラシメントスルモノナリ」とし、そうすれば「男子ヲ凌クノ美果アルニ至ラン」と述べる。女子の教育機会の乏しさを指摘し、女子への職業教育を不可とするものを批判し、職業教育の機会を開くことを主張している。具体的には画学、彩色術、裁縫、写真、銅版、石版、鍍金術、塗漆術、製紙術などであるが、こうした技術修得の前提として、化学、物理学、数学を教授することを述べている。また注目すべきは、すべての女子が「斉家育児ノ職分ニ従事スル」とは限らないとしていること、さらに「斉家育児ニ於テ余力アレハ」職業に従事してもかまわないし、家事をする人を雇ってもかまわないとしていることである。独身という女性の生き方を認め、また家庭を持った女性であっても、職業に従事することを認めているのである。⁽¹⁴⁾これは、家事育児を中心とする家政を女性の天職とすることにより、女子を私的領域に閉じ込めようとする良妻賢母主義とはまったく異なる主張である。良妻賢母主義確立以前に、女子の特性を生かした職業を身につけ、男子に依存しない経済力＝自活力、気概を持つように奨めた女子職業論が存在したことを確認したい。

女子に独立を促すこうした議論の背景には次のようなことがあった。女子教育の機会は限られていたとはいえ、そこで学んだ女性たちは、男性と伍していくという意識を養成されたのである。東京女子高等師範学校長を務めた中川謙二郎は、明治初年の女子教育について次のように回想している。

当時の生徒の気風は何うかといふに、先づ大体に於てなかなか積極的で

あつたやうに思はれる。極く少数の女子が全国からよられて、学問をする為に集つて居るのであるから、女子だからと言つて負けては居ないぞといふ気概があつた。(中略) 兎に角一般に積極的で、快活で、女子の教育を進める上に於ては、非常⁽¹⁵⁾に力があつた。

また一方で男子の「聖域」とされた職業への門戸開放を求める女性たちの動きも始まっていた。具体的には医師という職業である。明治政府は1874年医制を公布し、一連の制度整備を行い、翌年医術開業試験を通じて医師を認定することにしたが、対象者から女性は排除されていた。しかし排除された女性たちの中から医術を修得し、門戸開放を要求する声が挙がり始めていた。1881年には長崎県から内務省に対し、医術修行中の女性⁽¹⁶⁾がおり、医術開業試験を受験させてほしい旨の照会がなされている。荻野吟子・生澤クノ⁽¹⁷⁾らによる請願も同時期になされている。そして1884年、内務省は女性にも門戸を開いた。その結果翌年には荻野吟子が医術開業試験に合格し、他の女性も続々とその跡を追う。自由民権運動とその余煙が残る時期は、女性が職業を持ち独立することが高々と唱えられていた。

二 男女同権論の隆盛と男女同等論の台頭

(一) 男女同権論＝女子独立論

明治20年代に入っても、男女同権論に基づく女子独立論は隆盛であつた。中山整爾は自らの立場を「男女同権同色同地位を唱道するもの」としつつ、女子の置かれている現状を、「今や漸く之れか改良の緒を開き将来に於ては正に男子と同場に競争を試むるの機を得んとするもの」とし、「女子の権利を拡張し其の職業の範囲を拡め男子と対等の地位に立ちて茲に始めて競走の役者となる」と述べ、改良方法を教育に求め、「識是勢力（ノレッジイズパワー）とルビー引用者）」と指摘した。⁽¹⁸⁾

中山は女子に教育の機会を開くことにより、権利を拡張し、職業の範囲を拡大し、男子と対等な競争者として育てることを提唱している。「男女同権同色同地位」という言葉に見られるようにそこには性別の差をことさらに強調する姿勢は微塵もない。彼は知識を授けることで女子に独立自営の道を開こうとした。

次にとりあげるのは河田鱗也⁽¹⁹⁾『日本女子進化論』である。河田は男女同権が社会改良の大もとであり、日本が国権を恢復し、国際社会における生存競争に対応するためにも、「今日男女の間に存する尊卑輕重の別は次第に去て、同等同権の真境に達する様深く心力を尽」さねばならないと主張する。ただその際男女同権の基礎となるのが、「女子の仕事の価値を男子と同一ならしむる」ことだとしたところに河田の独自性がある。

予は男女の各々其適する所に隨て職業を執り、両性の仕事の価値大なる差異なきは、女子の男子と同等同権なるを得可き根拠なりと思へるが故に、同等同権の上より論ずるも、男女の業を分て女子も男子に劣らざる程の仕事を為すの極めて必要なるを認む

このように考える河田は、女子の適性にあった仕事として、養蚕・製糸を筆頭に挙げ、続いて、絹・木綿・麻の織物、手巾、帽子、手袋、足袋、扇子、団扇、堤燈、マッチ、竹籠などの雑貨製造を挙げている。当時、女子が就ける仕事に限られていたことは河田も自覚しており、「今後女子の仕事とするに適せるものは、次第に増加す可きは文明の進歩社会の発達に伴ふ当然の理数なれば、世の女子たるものは成る可く実業社会に於る其働きの区域を拡め、勉めて其仕事の価値を増し、今日男子が戸外に於て為しつゝある丈けの事は、家の内外を問はず各々其適する所を選んで之を為さざる可らざるなり」と近未来を展望している。このように河田の同権同等論は、男女が等しく労働・仕事することによって裏付けられており、これは裏を返せば、女子は「自力に依て生活し得るの用意」=「自活の道」を得たのちに男子に向って同等同権を要求すべきだという厳しい指摘ともなる。

彼は女子の参政権・男女共学（小中学校まで）・自由交際自由結婚・夫婦間の同等同権を認めている。つまり河田の女子独立論は、女子が家を治めることは当然としつつも、女子を家に閉じ込めることはせず、むしろ女子も殖産興業（養蚕・製糸・織物・その他内職）を担うことにより、自立をしなければならないという主張であった。

1892年に創刊された『家庭雑誌』には、良妻賢母主義の台頭を目の当たりにして、男女同権を唱える投書がある。投書者は「保守的淑女」ではなく、「進歩的婦人」を求め、「男女の権力の平衡を望」み、男女の「権力平衡の源泉は婦人の自營的伎倆に在り是れ進歩的婦人の第一要素たり婦人既に権力を有せば子弟を教育するに於て自ら勇往果敢なるを得べく良人をして自ら放縦

を免れしむべし」と述べたうえで、第二の要素として「温和」たることを挙げた。⁽²⁰⁾夫婦が同権を持ったうえで、細やかな愛情で結びつくという夫婦像を望ましいものとしている。

(二) 女子独立論への批判・攻撃としての男女同等論

しかしこの時期は、こうした男女同権論に基づく女子独立論への批判・攻撃が始まる時期でもあった。1885年に創刊された『女学雑誌』は婦女改良を唱え、妻が夫のベター・ハーフとなることを説いた。雑誌創刊の「主旨」は、「吾等平生いたく之に慨し且つ吾等の母吾等の姉等の妻の何故にかく世に軽ろしめらるべきものなるやを憂ひ」と、日本における婦人の地位の低さを嘆き、「専ら婦女改良の事に勉め希ふ所は欧米の女権と吾国従来の女徳とを合せて完全の模範を作り為さんとするに在りき」と述べていた。⁽²¹⁾このように『女学雑誌』は、欧米直輸入の婦人像を唱道したのではなく、欧米の女権論に日本の女徳をミックスさせた女性像を想定しようとしていた。それは男女同等論という言葉に具体化される。『女学雑誌』を主宰した巖本善治らの言を見ていくと、女子の職業的能力の養成には賛成しており、⁽²²⁾記事の内容も女子授産策を懸賞募集したりしている。⁽²³⁾したがって女子が働くことには賛成である。しかし女子独立論者との違いは、女子は男子と競争してはならず、男女おのおのの場で職業に就くことが肝要だという性別役割分業論にあった。

1886年華族女学校教授小鹿島筆子（石井筆子）、棚橋絢子、木村貞子らが、「輕佻浮薄なる現時の世相を深く慨嘆して女子教育の普及進歩を図り其徳操を養成する事の急務なるを主唱し」、⁽²⁴⁾下田歌子、武田錦子らの賛成を得て東京婦人懇話会を組織し、翌1887年大日本婦人教育会と改称した。この会は『大日本婦人教育会雑誌』を刊行するが、その刊行趣旨は、旧来の男尊女卑の風習を改めるべく、女子教育改良論が盛んになっているけれども、「其進取に急なる動もすれば学芸知識の発達の上に走り女子固有の貞操淑徳を欠くの恐れなき能はず是れ所謂得るを合せて失ふの譏を免れざるもの」として、「女子教育の目的たる政事家たらんと欲するに非ざるなり法律化たらんと欲するに非ざるなり唯其身内にありて男子を輔佐し一家の福祉を図り子弟の教育を司り男子をして内顧の憂なく専ら外務に従事するを得せしむるもの」と述べた。⁽²⁵⁾ここでの主旨は、女子は男子に内助を尽くすことに徹すべきということに尽きており、男女同権論に基づく女子独立論への批判が込められてい

る。

同様な主張は 1891 年に創刊された『女鑑』にも見られる。「近来二つの謬見僻説ありて、将に大に女徳を壊敗せんとするの勢あり。一は男女同権の僻説にして、一は女子独立の謬見なりとす」⁽²⁶⁾。ここでははっきりと、男女同権論・女子独立論が攻撃的とされている。『女鑑』は良妻賢母を掲げたとされるが、まさに良妻賢母たることと男女同権・女子独立は対極に位置づけられている。

関以雄もまた、「方今の女子の操行を鑑みて、大いに憂とするものは、挙動自由の十全ならさるのみならず、男子と相角逐競争するの形跡あるを憂ふ」とし、「独り此のみならず、動もすれば、独身婚家せずして、終生せんと抗言するものあり（中略）処々実々天下此徒多しとす、謬れるも亦甚しからずや（中略）元来女子に必望なる要訣は、賢母となり、良妻となるにあり、決して男子と角逐競争すへきを欲せさるなり」と述べて女徳を強調した。⁽²⁷⁾

女子は男子と競争するなどはもつての外という激しい口調が、賢母・良妻という言葉とセットになって登場している。また結婚せずに男子に頼らず一生を終えるという、まさに正真正銘の独立の姿に手厳しい論難が加えられている。ここにも女子独立論に敵対する姿勢を見ることができる。

女子教育家三輪田真佐子は陰陽相和すという性別分業論に立ち、女徳の実践が肝要とし、「男女の自然分業を乱し、女子の軟弱なるを以て、男子の強壯なるに当り、競争するは、不得策の大なるもの」であり、「体制、及、性情より、政治等は女子の本領内に入るべき業務として不適當」で、「況、女子、自、政權を争ふときは、唯自己の不得策なるのみならず、娘として、父に背き、妻として、夫に敵する等の椿事なきを期し難きをや」と、女子の持ち場を限定した。ここからは当然、「要するに、女子は、あくまで、内事を主として、余力あるものに限り、良人の補佐のため、一家の便益のため、外事をも行ひて、大なる妨なしとす」⁽²⁸⁾という論理が導き出された。

「明治女大学」と題した文は、「況や一度も嫁せずして独立など、近来少しく学文ある女子の口実なれど奚ぞ終を全くする者あらんや、無類の醜婦不具者の外、さる企望を為すべからず」と、独身という生き方を真っ向から否定・攻撃する⁽²⁹⁾。題名からも推察されるように、筆者は儒教道徳尊重の立場に立っている。良妻賢母を奨励する寒澤振作もまた、「其學術技芸によりて其身を立て婚家を羞辱の如く感ぜしむるが如きことゝすれば、是れ人倫を紊ら

んとする邪説にして大に人の子を賊ふに至るべし、慎まざるべけんや」と独身主義＝非婚を批判した。⁽³⁰⁾塚越芳太郎は、「専門の学修により一芸一能」を持ち、「独立自治の資格」を持ったうえで「良妻・賢母」となること、また「一芸一能」の発揮と「家政との両立」を説いている。⁽³¹⁾職業的能力を身につけたうえで良妻賢母という主張である。また淑女→良妻→賢母というライフコースを奨励する記事もある。⁽³²⁾これらは男女同等の立場で、性別役割分業をという主張といえる。ただ女性に単身での生き方・人生という選択肢を認めないという点では儒教主義と良妻賢母主義は手を携えていた。

また、「日本婦徳会などいひて同志社女子部卒業生金陽女史梅花女学校助教太田國子其他の女子各所に公開演説をなし」という動きや、「済生学舎女生の檄文を草して女権拡張のために演説会を開かむとして賛成を求むる」女権拡張の動きに対して、「輕薄お転婆の氣風を免れず、女子教育を害するものはかゝる女子の罪多し」としての真っ向から攻撃する主張もある。⁽³³⁾

1890年に制定された集会及政社法によって、女子は政談集会を發起すること、そこに参加することを禁止された。女子の政治世界からの排除である。にもかかわらずこのような動きがあったということは興味深いが、論者はこうした女性たちの動きを激しい口調で批判している。女子に服従を強いる女大学を支持する立場からの女権拡張批判である。ちなみに文中の済生学舎というのは、当時医術修行中の女子を受け入れていた数少ない医学校の一つであった。医術修行中の女子は男女同権意識を持っていたことがうかがわれる。蛇足ではあるが、この済生学舎は、1900年になると女子学生の新入学を拒否、さらに翌年には在学中の女子学生を締め出すにいたる。この女子学生拒否に対抗して、吉岡荒太・弥生夫妻が私塾東京女医学校を開くのである。

このような女子独立論への批判・攻撃の背景には当時の女子教育政策の転換があった。1879年には改正教育令が出され、男女別学を規定し、小学校に裁縫科が設置され、各校に女教員を配置する方針が打ち出される。教育の現場での男女分離、科目上の性別分業の開始である。学制以来の女子も男子も等しく教育するという原則は大幅に変更された。1882年には宮内省より「幼学綱要」が下賜され、和漢の道徳的範例が示された。さらに皇后の内旨を受け、西村茂樹が編纂した『婦女鑑』が1888年、全国の女学校に配布された。明治初年の女子教育に見られた、男子と対等に伍していくという気風に歯止めがかけられようとしていたのである。同時期女学生生意気論がジャ

一ナリズムを賑わすが、⁽³⁴⁾ 数的にはほんのわずかな女学生にこのように非難の矢が放たれたのはなぜなのだろうか。非難は具体的には、知識ばかり増えても家庭にはいれば役に立たないとか、姑に従わず口答えするなどの形でなされているが、筆者は女学生が身につけた男女同権論に基づく女子独立論に攻撃の真の焦点があったと考える。

三 独立的職業論と内助的職業論との相剋

ここで本稿で使用する独立的職業論、内助的職業論という言葉について一言しておく。女子が自活を遂げる＝経済的独立をなすことを目的として、職業（就労）を奨励する主張を独立的職業論と呼ぶこととし、女子の職業（就労）をあくまでも内助の範囲にとどめるべきとする主張を内助的職業論と呼ぶことにする。

（一） 独立的職業論

ここではまず日清戦争をはさむ時期に刊行された、『家庭雑誌』を素材に、当時の女子職業論を見てみたい。この雑誌は 1892 年から 1898 年にかけて出された婦人啓蒙雑誌である。詳しい沿革は吉田正信の稿に譲るが、徳富蘇峰⁽³⁵⁾の雑誌といってもよいものであった。表 1 は、『家庭雑誌』に掲載された、内職・職業関係記事の一覧である。これを見てわかるように、積極的に女子の職業（就労）についてとりあげている。結論的にいえば、『家庭雑誌』には、独立的職業論と内助的職業論が混在している。そこで本稿ではそれぞれを腑分けするかたちで、とりあげる。

日清戦争をはさむこの時期は、ようやく女性の近代的職業が出現した時代であった。『家庭雑誌』に紹介された近代的職業は、看護婦・銀行員・産婆・翻訳業・造花細工師とわずかであるが、「女子の銀行員」は、「女子の性質上尤も適当なる仕事はまだまだ沢山あり、今其才知学能等の上よりは言はず、普通女子の性質より見るも、銀行事務に於けるが如きは蓋し其一ならむ」⁽³⁶⁾と述べ、事務職に女子の適性を認める主張がなされ、女子の労働市場がこの先開けていくことを歓迎している。この記事でもふれているが、1894 年 5 月に大阪三井銀行支店は、14 才前後の女子 5 人を「金庫取扱」として⁽³⁷⁾採用した。

表1 『家庭雑誌』に見る内職・職業関係記事一覧

号	日付	欄	記 事 名	執筆者	内 容
9	1893.5.15	社説	内職、一家老幼各々その職業に就くを要す	徳富蘇峰	俟勤→国家隆盛
15	1893.10.10	家政	婦人職業案内		毛糸手袋・彩色・ハンケチ・足袋縫い・仕立物・団扇の骨・マッチ箱張
16	1893.10.25	家政	婦人職業案内―「メリヤス」編		靴襪・手袋・改良手甲・丸手甲
17	1893.11.10	家政	婦人職業案内―「ボール」箱製造		
18	1893.11.25	家政	婦人職業案内―高等なる内職		メリヤス編み ※中等以上の姉妹へ勧む
19	1893.12.10	家政	婦人職業案内―「ゴム」製造品		簪の根掛玉磨き・花簪の葩
23	1894.2.10	家政	婦人職業案内―石版画彩色		
24	1894.2.25	家政	婦人職業案内―再び高等なる内職に就て		メリヤス編み
26	1894.3.25	家政	婦人職業案内―三たび「メリヤス」編につき		メリヤス編み
27	1894.4.10	家政	婦人職業案内―看護婦		
			手芸案内―養蚕術		
29	1894.5.10	文芸	工女の咄	筑峰女史	
		家政	婦人職業案内―服物の表編み		
			手芸案内―養蚕術（続）		
30	1894.5.25	家政	婦人手芸案内―縫取りとへム縫/養蚕術		
31	1894.6.10	家政	女子の銀行員		
			手芸案内―養蚕術		
32	1894.6.25	家政	婦人職業案内―内職につき注意		麦藁帽子編・足袋縫・「マッチ」箱貼り・「ボール」製造・衣服仕立・ハンケチ縫・縫箔・毛糸編・団扇骨編・麻苧草履・石版彩色
			手芸案内―養蚕術（承前）		
33	1894.7.10	家政	手芸案内―養蚕術		
34	1894.7.25	家政	婦人職業案内―麦藁細工		
			手芸案内―養蚕術（続）		
35	1894.8.10	家政	手芸案内―レース編/靴襪編/養蚕術（完）		
36	1894.8.25	家政	婦人職業案内―産婆業		
50	1895.3.25	社説	女学の傾向	塚越芳太郎	
52	1895.4.25	家政	職業案内	渡辺為蔵	※日清戦後への対応
56	1895.6.25	家政	手芸案内―造花の細工		※独立可能な職業
57	1895.7.10	家政	手芸案内―造花術（用品使用法）		

59	1895.8.10	社説	婦人の職業		※職業・内職奨励 勤儉力行の風儀
		家政	手芸案内一造花術		
60	1895.8.25	家政	手芸案内一造花術（撫子と桔梗）		
65	1895.11.10	家政	内職案内		笛の内職・紙製ハンカチーフ・紙屑拾い分け
66	1895.11.25	家政	内職案内		麻裏草履底付・鼻緒作・団扇の骨削・乳付け金物
67	1895.12.10	家政	内職案内		足袋内職・股引ぬい・足袋のコハゼ掛けの糸付・毛糸手袋の指付・古靴下をホグス
75	1896.4.10	家政	養鶏につき		※養鶏奨励
		雑録	合衆国婦人の自活と職業/同国の女教師		
89	1896.11.10	家政	内職案内一軍用シャツ及びツボン下		
90	1896.11.25	家政	内職案内一楠玉の簪製造		※女子の内職としては上品・美麗且つ愉快
92	1896.12.25	家政	内職案内一ライス（南京玉）製造業		※少女の内職としては好適
95	1897.2.10	社説	婦人の教育（一芸一能あるを要する事）	塚越芳太郎	
		内職案内	手柄の編物		
96	1897.2.25	社説	婦人職業としての養蚕		※婦人職業の勧め
97	1897.3.10	内職案内	製菓の補助		※正職
98	1897.3.25	女子職業案内	メリヤス機械編に就て		
99	1897.4.10	女子職業案内	毛糸の編物（付メリヤスのかぶり）		
100	1897.4.25	女子職業案内	罌紙摺の内職		
101	1897.5.10	婦人職業案内	造花の内職（花簪）		
106	1897.7.25	雑録	女中奉公	林 恕也	※女子職業の必要性
108	1897.9.15	家政	何も内職		
113	1898.2.15	雑録	女子と翻訳の事	国木田哲夫	翻訳業の勧め
114	1898.3.15	社説	婦人と労働	塚越芳太郎	
115	1898.4.15	雑録	家庭の実業（一）巻煙草	中野其村	※内職＝社会安寧の一要素
116	1898.5.15	社会	構寸の箱張（家庭事業の二）		
117	1898.6.15	雑録	家庭の実業（三）麻裏のうら		
118	1898.7.15	雑録	家庭の実業一絹帯ぼごし/鼻緒の前室		

『家庭雑誌』1-119号より作成

この頃になると女子の職業に関するまとまった著作が続々とあらわれる。それを見ていく前提として、当時存在した女子の職業にはどのようなものがあつたのかを概観しておこう。『報知新聞』が「女子の職業」と題して1896年4月から8月にかけて連載したものと見ると、従来からあつた職業としては、養蚕・糸繰り・製織・裁縫・髪結い・取上婆・桂庵が挙げられている。そして「新職業」として、医者・音楽師・小説家・学校教員・保母・電話交換手・看護婦・按摩・紡績・織物・製紙・製絨・造幣・活版・編物・造花・器械縫・繡箔・箱細工が挙げられている⁽³⁸⁾。新旧の区分には曖昧なところもあるが、いずれにせよ、女子の前に新しい職業が開かれていく趨勢が読み取れる。

最も早い女子職業論としての著書は渡辺為蔵『婦人と職業』である。これは『家庭雑誌』第52号に掲載された「職業案内」に加筆したものである。渡辺は「女子は男子より智力・体力が劣る」という論に反論したうえで、下層社会は言うに及ばず、中等以上の家庭の女性にも職業を持つことを勧める。少々長くなるが、彼の説を引用する。

家事の務め則ち家政の整理、小児の保育、食物の調理、室内の掃除等凡て婦人の職業なり（中略）下等社会の婦人が職業に就くは大抵家計の困難より止むを得ざるに出るものなりと雖も、吾人は飽までも中等以上の家庭にて家計に余裕ある人にて、閑なる時間あらば、進んで職業に従事すべし、（中略）多くの婦人は家事を打棄て工場に入りて職業を取るは困難の事なるべし。故に家庭に居て出来得るだけ手芸を試み其内職によりて時間の空費なるを期すべし、（中略）吾人は時間の空費を忌み、飽まで婦人の内職を主張するものなり、（中略）主人の力のみにて衣食すると心得あるは、大なる心得違なり。人事には不時の出来事あり、社会には不期の災害多し。されば主婦若しくは家人たるものは主人が在と不在とに係わらず立派に生活し行かるゝやう平生の用意が肝心なり、（中略）我国の女子は自治と独立の魂乏しく、今尚ほ家に居ては父母の厄介を甘じ、外に嫁しては朗子の脛をかぢり、所謂百年の苦楽は男子によるの旧習を脱せざるにあらずや。斯くの如くにし、焉ぞ女子の独立と自治を望むべけんや。自治と独立の実行を見んとすれば、女子は進んで職業に従事すべし。職業に従事せば、自治も、独立も、権利も、品格も自由も、自ら来るものなり。今日女子に職業と実力なく徒に男女同権を

称呼するものは、自ら省みざるの甚しきものなり⁽³⁹⁾

ここで職業＝自治＝独立＝権利＝品格＝自由と主張されていることに注目したい。⁽⁴⁰⁾一家の生計維持のみならず、いわゆる人間としての誇り・尊厳を保障するものとしての職業という思想である。これは女性の独立を支えるものとしての職業ということであり、女子独立論と共鳴する思想であった。

渡辺の言う職業には、家事・育児という家庭内の仕事、内職も含まれるが、家計補助としての職業ではなく、女子が職業的能力を身に付け、発揮することによって独立と自治を獲得する、すなわち男女同権を実現する、そのための女子職業奨励であった。つまり職業的能力を身につけての男女同権を主張したのである。彼は女子大学の設立も説いており、男子と女子は対等であると認識していた。彼の著作に家を守る＝婦人の天職という言葉は無い。

福良虎雄『女子の職業』は先の『報知新聞』の記事に加筆したものである。福良の意図は中等以下の女子を対象に、自活しうる職業・内職を紹介することにあった。「生存競争の激甚なる社会にありては女子は単に男子の庇護のみを頼みて生活し得べきにあらねば浮世の浪の立騒かさる上等社会は兎に角、普通の階級にある女子は必ず一種の職業を選択し自活の法を講せざる可からず」「女子の職業なるものは妙齡の際にあつては其墜落を防止し又人に嫁し若くは寡婦となりたる後は其貞操を保持せしむるの効力あり」と述べている。⁽⁴¹⁾

福良は人間の誇りとしての貞操を守るために、自活の手立てである職業が必要と説く。渡辺との違いは、男女同権を前面に立てていない点であるが、しかし女子の自活＝独立であり、そのための職業と言う点は共通している。福良は詳細な調査の上に立ち、「女子に格好なりと思はる」20種類の職業を事細かに紹介した。具体的には、医者・産婆・薬剤師・紡績工女・看護婦・印刷局女工・巻煙草の内職・メリヤス工女・製鋼女工・毛糸編物の内職・ハンケチの刺縫の内職・刺繍の内職・造花・電報調査員・マッチ女工・製紐女工・帽子製造・製紙女工・教師・保母が挙げられており、新職業を含む親切な手引書ともなっている。本書は好感をもって迎えられ、「本書の価値あるは其實際的より取調べて応用に適し得べき所にあり」（『国民新聞』）、「女子職業の潮流を促すの利益鮮少ならざるべし」（『読売新聞』）、「苟も女子の職業たるべきものは一々調査し或は其会社に就き質問したる結果なるは其勞力感するに堪へたり就中電話交換所技手紡績看護婦印刷局工の記事好評なりき（『日本』）」との評を得た。福良の著にも「女は家を治め」というたぐいの言

葉はない。

日清戦後創刊された総合雑誌『太陽』誌上にも女子職業論は散見される。⁽⁴²⁾
ここでは女子の商業教育を論じた佐野善作（高等商業学校教授）・祖山鐘三（高等商業学校講師）によるものを取り上げる。「我女子に職業を授けて、独立自営の道を知らしむるより急なるは無し、何となれば女子の品位を高め、女子の勢力を増し、女子の活動を促す所以のもの其独立自営を待て初めて之を期し得べければ也（中略）之を国家の経済上より見るに從來無為無能殆んど穀潰しに近かりし女子なるものが、反対に一般経済の進行を扶助する訳なれば其利益や実に莫大なるものあるべし」とあるように、佐野・祖山の主張は国家経済上というところに最大の力点があるが、そうした点からも女子の独立自営が求められていたということに着目すべきである。女子の能力を開発することで国家の発展につなげようというのである。商業部門において女子も男子と対等に渡り合える能力養成をという主張が出てきたといえる。女子事務職員の誕生もこのころであった。

落合浪雄『女子職業案内』はまさに案内書である。職業に就くためには、どのように学び、あるいは技術・技能を修得しなければならないか。それを授ける具体的な学校・機関はどこか。試験の有無。費用。職業に就いた場合の収入などについて、詳細に載せている。彼のねらいは中等～中等以下の高等小学校卒業以上の女子に職業を紹介することにあった。そして落合の特徴は、女子独立論と特性論がミックスされている点にある。

女子は独立しなければならんです、女子は此意気地なき男子の助けを受けざる為めと、同時に自己の権利を主張する為めに独立をせねばならぬ時節に際会したのであるのです（中略）著者が所謂独立と云ふのは夫を持たず独身で寂寥たる生活を為せと云ふのではなく夫も持たねばならず、子も育てねばならぬ其以上に望む所なのです、即ち経済的独立と云ふ意味であるのです（中略）先づ男子と対抗して世に立つて競争して行ふとすれば、止む亡く仕易い、最も適切な方から歩武を進めて行かなければならぬ、畢竟現時の女性に格好なる職業を選ぶ事が必要であるので⁽⁴⁴⁾
す

このように述べた後、女子の特性として「温順親切」「綿密丁寧」「美的感情に富む」を挙げ、女子に適した職業として、保母・教員・産婆・看護婦・女医・事務職・作品製作・金銭物品の収支計算の事務・音楽美術より文学に

いたる諸種の職業を挙げた。彼の特性論は、女子の特性は家庭に向いているというような次元のものではなく、特性を職業に最大限生かすという点からの主張である。そして特性を生かした職業に就くことによって経済的独立をなしたうえで、同時に家庭生活も営むべきだという女子独立論であった。

(二) 内助的職業論

前節で見たように独立を目的とした女子職業論が盛んに唱えられたが、一方これに対抗する内助を当然とした職業論も主張された。

『家庭雑誌』は盛んに職業（内職を含む）を奨励した。第9号の社説は「内職 一家老幼各々その職業に就くを要す」と題されている。執筆者は徳富蘇峰である。上等社会・中等社会における、「一家の生活は、全くその主人の負担にして、その他の家族は、少しも頓着なく、一口にて云へば、先づ厄介物の姿」という様態の持つ不安定性を指摘し、これとは対照的に下等社会は、「裏店の細君達は、マッチ箱を張るやら、団扇の骨を削るやら、ハンカチフの耳を縫ふやら、石版画の彩色をなすやら、色々の仕事」をするため、「彼等は必ずしも主人の厄介物にあらず、主人仕事より帰れば、夫妻一ツ膳に差し向ひ、欣々然として鮭の塩引、鰯の煮付、以て一日の樂を全ふす」と指摘し、「(一)主人の身に異変あるも一家安全なるを得可し」「(二)家族をして各々職を得、厄介物たらしめざるが故に、その権力に於ても偏重偏軽の憂へなかる可し」「(三)人々各その仕事をなすが故に、仮りにも驕りがましき事はなかる可し」「(四)仕事あれば不善を思ふの間もなく、喧嘩する隙もなく、苦情も、風波もなかる可し」「(五)仕事をなす時には、規則立つ事、順序ある事、欺く可らざる事、誠実なるべき事、総て平民的道德は、教へずして習ひ、学ばずして得ん」として、「上等社会と中等社会と下等社会に論なく、此の内職の風を盛ならしめんことを願ふ」と述べた。家族成員それぞれの労働が、家族生活の安定を保証するのみならず、家庭内の権力偏重を防止し、市民的モラルを養成するという主張である。ここに想定されている家族像は、おそらく夫婦と子どもとでなる核家族であり、和気藹々とした雰囲気をもつホームをイメージしていた。現実には下等社会の人々の暮らしは、横山源之助の『日本の下層社会』に描かれたようにその日暮らしの生活であり、このようなものではなかったが、蘇峰はこうしたイメージを持っていた。皇后が御所内に蚕室を築き、自ら蚕育を行ったことを例に、内職を奨め、「内職は

儉勤の基ひ也、儉勤は国家隆盛の基ひ也」と結んだ。⁽⁴⁵⁾

蘇峰は家族の安定と勤儉の精神が国家の繁栄につながるという点からあらゆる階層の人々に内職を積極的に奨励したのである。同様な主張は塚越芳太郎の「実学の習得→一身一家を立つるの基→国家隆盛の始め」という論にも表れる。彼は「若し夫れ労働を以て婦人の高尚なる事業にあらずとなすは、是れ婦人の婦人たる天職を知らざるものののみ」と述べた。⁽⁴⁶⁾労働＝天職という主張である。

第 15 号からは「婦人職業案内」が開始されるが、そこでも「職業は人間の天職」と謳っている。どのような職業（内職を含む）が紹介されたかは、表 1 に譲るが、反響を呼んだのは第 18 号の「婦人職業案内 高等なる内職」であった。「貴賤貧富の差別なく余暇あるものは必ず職業に就かざるべからざる必要を勧め」、メリヤス機械の仕事を紹介したもののだが、資本約 37 円で一日 40 銭以上の利益が見込めるとの記事は、「職業に志ある姉妹諸君は、速に実行し玉へ、三十五円の機械代は卿等が一春一秋の流行新衣を廃し玉はゞ購ひ得て余あるべし」と呼びかけた。これに対し問い合わせが殺到し、第 24 号「再び高等なる内職に就て」、第 26 号「三たび「メリヤス」編につき」と続くのである。

この反響は、中等階級の女性が内職を求めていることを示しており、その裏には中等階級家庭の生活難があったと推測される。そのような中で、内職を奨励する記事、それも「高等な」内職を奨励する記事が多くの女性の関心をひきつけたのである。

「内職案内」が開始されるのは、第 65 号からである。以後頻繁に掲載されるが、「貧民の婦女子が最上等の内職」「最も下等社会の老女のすること」「手奇麗な仕事なれば官員方の御内証などに尤も向き物なるべし」「女中方に至極適当な内職」「中以下細君の留守仕事」「十二三歳の子供が行う」との文句にあるように、あらゆる階級の女性に内職を奨励している。

家庭にいながらにしてできる職業としては、養蚕が力説されている。「尤も婦人に適当なる職業を与ふるものは、生糸、茶、紡績ならんことを信ず、(中略)市民の子女たるもの、何等の生産をも為さず、徒衣徒食して可ならんや」⁽⁴⁷⁾と呼びかけた。

日清戦後にますますこの主張は強まった。「力役の婦人は其労力に対して、それ相応の自由あり、独立あり、権力あり、其夫に対して、全くの奴隷には

あらざる也。然れども職業なき閑居逸楽の婦人に至りては、男児の所有物也。固より自由なし、独立なし」と、就労の有無が男女間の関係を規定するとして、「婦人の内職は、独り一家の経済を助くるが為に、必要なるにあらざるなり。一家に健全なる風儀を作るが為に必要也、一家に勤儉力行の風儀を作るが為に必要也、一家に高尚なる快樂を与ゆるが為に必要也。婦人を虐待酷遇より救ふが為に必要也。婦人に清操貞節を全ふせしめるが為に必要也」と、女子の就労を勧め、「大日本膨脹の氣運に立てる諸愛姉よ、願くは速に内職を賤しむの陋習を打破して、各一個の職業を求めよ」と結んだ。⁽⁴⁸⁾ 国家の発展のために女性も内職に励めという主張である。⁽⁴⁹⁾

『家庭雑誌』はあらゆる階級に職業（内職を含む）を積極的に奨励していた。その職業紹介は具体的であり、読者からの反響も大きかった。大半は家計補助的、つまり内助的職業の奨励だった。反面、職業を持つ、すなわち職業能力を身につけ発揮することで、真偽のほどはともかく、男女間の権力差を平準化することができるとも主張したのである。

1897年に刊行された林恕哉『婦人職業案内』は、「時勢既に以前とは同じからず婦人と雖、亦、相当の職業を択みて適當の業務に従ひ家計の補助をなすは今の世の中に立つ殊勝なる婦人の心懸なるぞかし」と、家計補助的労働を奨励する。「婦人は概、男子と異なりその体格も柔弱に、その思想も亦、優美なるが常なれば男子の如く荒々しき職務に従事して日夕心身を過勞すること能はざるは勿論」のことであるが、そればかりではなく、「婦人は家政の任を負ひ育児の責め」を負っているので、「内を外にして東奔西走職業にのみ従ふことを得ざるが多し」。ゆえに「婦人には婦人相当の職業」を選択しなければならない。「優しき腕を動かして生活の手助けをなす感心すべき小女も少からずと聞くこれ実に婦人職業の賜物なり」と述べた。林は女性が家政の任を負うこと、また男子に比べて体力的に劣ることを当然としたうえで、「中等以下」の婦人が「堅氣に世渡りせん」とした時にどのような職業があるのかを示している。具体的には機織・毛糸編み物・軍用被服類の仕立て・養鶏・桐紙の製造・団扇貼り・製菓の手伝い・組糸・時計製造の補助・歯ブラシ製造・楠玉の簪製造・ライス玉製造・手柄の編み物・石鹼製造の補助・石鹼ボール箱製造・鳥獸類剥製業・製本職・メリヤス機械編み・ハンカチーフの縫取・衣類の仕立・絵画の彩色・野紙摺及び状筒・髪結い・毛筆製造の手伝い・帽子付属物付け・造花・麦稈真田の製作・看病婦を挙げ、女子

職業学校の紹介をした。これら大半が内職に該当する職であり、電話交換手・印刷局女工・産婆・紡績所女工・学校教員・幼稚園保母は「婦人職業雑俎」として処理されており、また女医についての言及はない。こうした職業推薦の仕方に、先述の福良虎雄『女子の職業』との違いが際立つ。

婦人の職業が社会に及ぼす利益として、①驕奢の弊風矯正②淫風防遏③間接的に国力を助ける④婦人に独立の気象を与ふ⑤人の母たるの務めを欠かざるに至るの五点を挙げている。さらに職業に従事する者の心得として18項目を挙げているが、雇用主に従順・勤勉であること、家事を忘れてはならないことが含まれている。「婦人に独立の気象を与ふ」とは言っているが、あくまでも家計補助的労働を担う範囲での「独立の気象」であることは、次の一文から明らかである。

今より十数年前までは或は女権拡張の説も盛んに男女同等の議も八釜しかりしが今日にてはこれ等の議論もやゝ過去に属して皆、婦人相当の職を択みてこれに従ふ世の中となり所謂議論の時代は去りて実行の時代来れりとも評すべきかこれ亦、婦人に取りて賀すべきことにあらずや

林もまた女権拡張つまり男女同権を否定し、性別役割分業論に立つ内助の(50)ための職業を女子に勧めたのであった。

こうした主張の登場の背景としておさえておかなければならないのは、教育界における良妻賢母主義教育の方針が確立したという事実である。1895年には高等女学校規程が出され、1897年12月、文部省は男女別学に関して訓令を出す。さらに1899年2月に、高等女学校令(勅令第31号)が出され、⁽⁵¹⁾「健全なる中等社会」を担う存在として「賢母良妻」の育成が打ち出される。この延長線上に1902年5月第一回全国高等女学校長会議における菊地大麓文相の演説がなされるのである。菊池は「我邦に於ては、女子の職と云ふものは、独立して事を執るのではない、結婚して良妻賢母となると云ふことが、将来大多数の仕事である」と、女子のライフコースを規定し、そのためには、「大多数の女子に必要な教育と云ふのは、此の目的を以て行かねばなりませぬ、即ち専門の学問と云ふものは、女子の独立の助けと云ふことになるけれども、これを公に設ける必要はない」とした。このように女子の独立は修学上でも否定され、こうした方針に則った女子教育がなされていくことになる。

また1898年に公布・施行された民法親族編・相続編において、「家」制度

が定められたことも、女性の家への閉じ込めと内助を強化するものであった。

1900 年創刊されたばかりの『婦女新聞』誌上で、女子の職業と女権との関係⁽⁵³⁾をめぐる議論があった。社説は女権伸張の一手段として女子職業を奨励し、夫ある間は共稼ぎをし、寡婦となつては家計を支える女性像を提示し、独立生活を営む技量のない女子は男子の圧制を受けると主張した。これに対して賛成の投書は、婦女子の独立自治を全うするためには女子の職業開拓が必要と主張した。一方反対の投書は、女子が職業に就くことによって独立自尊の道を得るなどというのは、「洵に見下げ果てた考」「不健全なる思想」と批判し、共働きはまだ許せるとしても、女子の権利とは女らしい徳性・品性を発揮することに他ならないとした。この議論を見ても、女権と女子職業との関係は国民の関心事の一つとなっていたことがわかる。

おわりに——日露戦後への見通し

以上、明治 10 年代～明治 30 年代の女子職業をめぐる議論を見てきた。まず確認したいのは、この時期には女子の職業に対する自由で多様な議論が存在していたことである。これは女子の多様なライフコースが想定され得たことと相応していた。女子が必ず結婚し、妻となり、母となるという単一の生き方だけでなく、独身で自活して生きるという女性の生き方も想定⁽⁵⁴⁾されていたのである。『婦女新聞』誌上では、1900 年に不婚論争が行われている。このような女性の多様なライフコースとかかわって女子職業が論じられたのである。そしてその論議は主として中等階級女性に焦点を合わせて行われた。なかには下等階級への目配りをしたものもあるが、生活のために下等階級の女性が職業に就くのはある意味で当然であり、これには議論の余地がなかったといえる。働くべきか否か・どのように働くべきかという問は中等階級女性にとってこそ問題化し得たのである。

女子の職業が誇りをもって唱えられている側面もあるが、下層女性の労働である女工・あるいは伝統的職業である女髪結いなどへの蔑視も存在していた。また女工虐待が社会問題化するなかで、女工保護に関する論議・工場法論議なども提起されている。そうした意味で、この時期の女子職業論をひとくくりに論じることは避けるべきであろう。

本論で述べたように、明治 10 年代から 30 年代にかけて、男女同権論に基

づいて、女子が職業を持ち独立して生計を営む能力を身につけることが当然と考えられ、女子独立論が声高く唱えられていた。片やこれへの批判として、男女同等論に基づき、女子の職業を飽くまでも内助にとどめ、女子の本分は家を守ることにあるとする内助的職業論が登場し、女性の政治世界からの排除・女子教育における良妻賢母主義の確立・「家」制度の制定の過程で両者の拮抗・相剋が展開された。そこでの対立点を形作ったのは、独立かあるいは内助かということであった。どちらの立場で女子の職業を奨励するのかがということが分かれ目であり、独立的職業論の立場に立つということは、女子と男子の等しい空間・地平での対等な競争を意味し、家庭内における両性の平等を志向するものであった。これに対し、内助的職業論の立場は、男女は特性によって職業も分担し、競争はしない。そして女性の本文は家を守ることにあり、その本文から逸脱しない範囲において、職業を持ち家計を補助するということに帰結する。この時期の女子の職業（就労）をめぐる論議の特色としてこの点を確認したい。

最後に日露戦後の女子職業をめぐる論議の一旦を紹介して若干の見通しを示したい。明らかなことは、女子の本分は家＝内助というトーンが強まることである。それと同時に「独立」の意味の巧妙なすり替えが行われることである。女子の新職業を紹介する著書に、「女子に独立の必要を唱導致しまでも、婦人をして社会に一本立ちとならしめよと申すのではありません」⁽⁵⁵⁾「矢張婦人は家庭の人」であり、「女子は女子らしく、なるべく男子と混同する様な事は、甚だ面白からず」「職業と徳操と相反するのであれば、むしろ私は従前の如く、女子は奴隷の境にありて、女子の職業など起らぬことを望む」と書かれるのである。ここでの「独立」とは夫に尽くし、家を守ったうえでの「独立」ということであり、独立の名の下に内助を謳っている以外の何ものでもない。

さらに「けれども其独立と云ふことが、今日世間の女子非独立論者の誤解して居る様に女子は女子で独立独行するもので決して男子の力は借るを要せぬ、甚しきは嫁入りをして夫の機嫌氣を祿を取るにも及ばぬ、女子一個で家庭も造るべく、生計も立つべしと云ふが如きことでは無い」とし、「女子としては夫に従ひ、夫を助けて一家を形づくと云ふのは当然の事柄」であり、「女子として務むべき其の性格本能に伴ふ任務を了するのが所謂独立の真意である」⁽⁵⁶⁾と述べられる。独立の意味のすり替えはこの文においてより明らか

であろう。この主張の力点は、女子が職業についたうえで経済的自立をとげるといふ本来の独立の意を否定し、なしくずし的に、「家庭のことを全うしたうえで女子の適性に合う職業に就く」＝「独立」としたところにあった。今日の新性別役割分業を想起させるものがある。

独立的職業論の水脈はおそらく永原和子が指摘した、日露戦後に噴出する女性たちの「自立への願望」としての「職業熱」へとつらなつたと考える。片や内助的職業論は国家のためというバックボーンを得て、女性を独立の可能性のない職業へと縛りつけることになり、またいわゆる「職業婦人」を蔑視する風潮へとつらなつていったと考える。

注

- (1) 村上信彦『明治女性史中巻後篇 女の職業』理論社、1971年、102-103頁。
- (2) 村上信彦『大正期の職業婦人』ドメス出版、1983年、332-333頁。
- (3) 永原和子「良妻賢母主義における家と職業」『日本女性史4 近代』東京大学出版会、1982年。
- (4) 米田佐代子「主婦と職業婦人」『岩波講座日本通史第18巻』岩波書店、1994年。
- (5) 竹内敬子「工場法とジェンダー」『叢書現代の経済・社会とジェンダー 第3巻 日本社会とジェンダー』明石書店、2001年。
- (6) 姫岡とし子『ジェンダー化する社会』岩波書店、2004年、91-92頁。
- (7) 加藤千香子「近代日本の女工観」歴史学研究会編『性と権力関係の歴史』青木書店、2004年。
- (8) 金野美奈子『OLの創造 意味世界としてのジェンダー』勁草書房、2000年、28頁。
- (9) 『米欧回覧実記』第13巻「華盛頓府ノ記 下」。ここでは岩波文庫版『米欧回覧実記』（一）1977年、248-249頁を参照した。
- (10) 関口すみ子『御一新とジェンダー——荻生徂徠から教育勅語まで』東大出版会、2005年、299頁。
- (11) 清水紫琴「敢て同胞兄弟に望む」『興和之友』1888年。ここでは古在由重編『紫琴全集』草土文化、1983年、245頁を参照した。
- (12) 福田英子『妾の半生涯』1904年。ここでは岩波文庫、1958年版、27頁を参照した。
- (13) 社説「現時ノ女子教育ノ欠所」『郵便報知新聞』1877年10月3日。フォーセットの著書は、Fawcett, Henry; Fawcett, Millicent Garret.

Essay and lectures on social and political subjects. London: Macmillan, 1872、185-229 頁。日本での翻訳は、英国宝節徳著渋谷槌爾訳『政治談』(上)(下)、自由出版社、1883 年である。

- (14) 投書 朝陵一「女子職業学校設立スヘキノ論」『郵便報知新聞』1880 年 1 月 14・15・19 日。
- (15) 中川謙二郎「明治初年の女子教育」財団法人国民教育奨励会編『教育五十年史』民友社、1922 年、75-76 頁。
- (16) 内務省記録局編『法規分類大全』第 28 巻「衛生門」1、ここでは 1979 年原書房による復刻版、321 頁を参照した。
- (17) 荻野吟子について、当時の女医論議等については、広瀬玲子「荻野吟子——女医への道を切り拓いて」北海道女性医師史編纂刊行委員会『北の命を抱きしめて』ドメス出版、2006 年を参照。
- (18) 中山整爾『日本将来之婦女』第三編第一章、自由閣、1888 年。ここでは『日本婦人問題資料集成』第 4 巻教育、ドメス出版、1977 年、215-216 頁を参照した。
- (19) 河田鱗也『日本女子進化論』(自家出版)、1889 年。ここでは復刻『明治文化全集』第 27 巻婦人問題篇、1993 年を参照した。
- (20) 寄書 日佐天外、『家庭雑誌』第 103 号、1897 年、6 月 10 日。
- (21) 「主旨」『女学雑誌』第 1 号、1885 年 7 月 20 日。
- (22) 「女は一の技芸あるべき事」『女学雑誌』第 12 号、1886 年 1 月 15 日。
「女子職業の論」『女学雑誌』第 60 号、1887 年 4 月 16 日等がある。
- (23) 募集は 1886 年 9 月に広告され、1887 年 1 月に結果が発表されている。
応募全 21 通のうち女性 は 5 通、甲・乙各 1 名(甲は男性・乙は女性)、丙 2 名(男女各 1 名)が選ばれている。掲載は『女学雑誌』第 60~65 号。
- (24) 『財団法人大日本婦人教育会五十周年記録』1937 年。ここでは『日本婦人問題資料集成』第 4 巻=教育、1977 年、189 頁を参照した。
- (25) 「大日本婦人教育会雑誌刊行趣旨」1888 年 12 月 21 日。前傾『財団法人大日本婦人教育会五十周年記録』。ここでは前傾『日本婦人問題資料集成』第 4 巻=教育、191 頁を参照した。
- (26) 「女子教育論(一)」『女鑑』第 1 号、1891 年、8 月ここでは前傾『日本婦人問題資料集成』第 4 巻=教育、222 頁を参照した。
- (27) 関以雄『日本女徳案』1892 年。ここでは『近代日本女子教育文献集』第 3 巻、日本図書センター、1983 年、24-26 頁を参照した。
- (28) 三輪田真佐子『女子の本分』国光社、1894 年。ここでは『近代日本女子教育文献集』第 4 巻、日本図書センター、1983 年復刻、74 頁、212-214 頁を参照した。

- (29) 翠香女史「明治女大学」『太陽』第3巻第19号、1897年、9月20日。
- (30) 寒澤振作「家政小言」『太陽』第3巻第19号、1897年、9月20日。
- (31) 社説 塚越芳太郎「婦人の教育」『家庭雑誌』第95号、1897年、2月10日。
- (32) 論説「婦女の道」(上)(下)『家庭雑誌』第110、112号、1897年、11月5日、1898年、1月5日。
- (33) 「女子演説会」『家庭雑誌』第119号、1898年、8月15日。
- (34) 『国民新聞』『女学雑誌』などを始めとする、ジャーナリズムに見られる。
- (35) 吉田正信「解説」不二出版、1987年。
- (36) 「女子の銀行員」『家庭雑誌』第31号、1894年、6月10日。
- (37) 「三井銀行大坂支店女子を採用す」『女学雑誌』第384号、1894年6月16日。記事には、「元来女子は男子と違ひ性質綿密にして且つ小心なるを以て金庫を取扱はすには間違の起る憂少く男子より給料も余程低きを以て其利益少からすと云ふ」とある。
- (38) 「女子の職業」『報知新聞』1896年4月9日～8月2日。ここでは『日本婦人問題資料集成』第3巻労働、ドメス出版、1977年を参照した。
- (39) 渡辺為蔵『婦人と職業』民友社、1895年。ここでは明治文化研究会『明治文化全集』第27巻 婦人問題篇、日本評論社、1993年復刻版、348-349頁、363頁を参照した。
- (40) 『家庭雑誌』掲載時には、「職業は独立を意味し、独立は品行を意味し、良心を意味し、節操を意味す」と記されており、とりわけ女子の誇りとしての節操を守るものとして職業が不可欠という観点が示されていて、興味深い。「職業案内」『家庭雑誌』第52号、1895年4月25日。
- (41) 福良虎雄『女子の職業』普及社、1897年、1-2頁。
- (42) 『太陽』誌上の女子職業論については、広瀬玲子「日清・日露戦間期における女性論——総合雑誌『太陽』にみる争点——」早川紀代他編『東アジアの国民国家形成とジェンダー』青木書店、2007年参照。
- (43) 佐野善作・祖山鐘三「女子の商業教育」『太陽』第7巻第4号、1901年4月5日。
- (44) 落合浪雄『女子職業案内』大学館、1903年。ここでは『近代女性文献資料叢書』25、大空社、1993年、4頁、8頁、14頁を参照した。
- (45) 社説「内職 一家老幼各々その職業に就くを要す」『家庭雑誌』第9号、1893年、5月15日。
- (46) 塚越芳太郎 社説「女学の傾向」『家庭雑誌』第50号、1895年、3月25日。
- (47) 社説「婦人職業としての養蚕」『家庭雑誌』第96号、1897年、2月25

日。

- (48) 社説「婦人の職業」『家庭雑誌』第59号、1895年、11月10日。
- (49) この他、下等階級の家における内職は、「社会安寧の一要素」とする主張も見られる。中野其村「家庭の実業(一)巻煙草」『家庭雑誌』第115号、1898年、4月15日。
- (50) 林恕哉『婦人職業案内』文学同志会、1897年、「はしがき」、2-4頁。
- (51) 高等女学校令の条文には「賢母良妻」という言葉はない。しかし制定に当たった樺山資紀文相が同年7月の地方視学会議の席上で、高等女学校令制定の理由について、「健全ナル中等社会ハ独リ男子ノ教育ヲ以テ養成シ得ベキモノニアラズ。賢母良妻ト相俟チテ善ク其家ヲ齊ヘ、始テ以テ社会ノ福利ヲ増進スルコトヲ得ベシ」と述べ、高等女学校の教育は「賢母良妻タラシムルノ素養ヲ為スニアリ」と述べている。「樺山文相地方視学会議での演説」『教育時論』1899年7月25日。
- (52) 「高等女学校長会議に於ける演説（明治35年5月1日）」『菊地前文相演述九九集』大日本図書株式会社、1903年、72頁。
- (53) 社説「女権と職業との関係」『婦女新聞』1900年5月28日。投書「女権伸張の一開展」宮城県 泥花子『婦女新聞』1900年6月18日。投書「女権と職業に就ての愚論」陸中 愛読生『婦女新聞』1900年7月2日。
- (54) 金子幸子『近代日本女性論の系譜』不二出版、1999年、88-99頁。
- (55) 木下祥真『女子の新職業』内外出版協会、1905年、11頁、204頁。
- (56) 近藤正一『女子職業案内』博聞館、1906年、11-12頁。

付記

本稿は2006年比較家族史学会秋季研究大会における報告に加筆・訂正したものである。大会の場で種々アドバイスをいただいた方々にお礼申し上げます。

(北海道情報大学 日本近代史・女性史)